

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【公開番号】特開2016-191186(P2016-191186A)

【公開日】平成28年11月10日(2016.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2016-063

【出願番号】特願2016-67271(P2016-67271)

【国際特許分類】

D 0 1 F 8/06 (2006.01)

D 0 4 H 1/4291 (2012.01)

【F I】

D 0 1 F 8/06

D 0 4 H 1/4291

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月15日(2019.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

本実施形態の複合纖維は、第2成分が纖維の周面の長さに対して20%以上の長さで露出している断面構造を有することが好ましい。そのような断面構造として、第1成分が芯成分、第2成分が鞘成分であって、第1成分(芯成分)の重心位置が纖維の重心位置からずれている偏心芯鞘型断面、および第1成分と第2成分とが貼り合わされたサイドバイサイド型断面(「並列型断面」ともいう)が挙げられる。そのような断面構造によれば、収縮性に優れ、かつ捲縮発現性に優れた複合纖維を得ることができる。

熱収縮性複合纖維が、偏心芯鞘型複合纖維である場合、第1成分の偏心率は、20~60%の範囲内にあることが好ましく、30~50%の範囲内にあることがより好ましい。ここでいう偏心率とは、次式で定義される。

【数1】

$$\text{偏心率 (\%)} = \frac{\text{単纖維の中心と芯成分の中心との間の距離}}{\text{単纖維半径}} \times 100$$